

# 平成27年度より「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

1

新制度では3つの区分の認定を受けていただく必要があります。

1号認定

**教育標準時間認定**

お子様が満3歳以上で、教育を希望される場合。

2号認定

**満3歳以上・保育認定**

お子様が満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望される場合。

3号認定

**満3歳未満・保育認定**

お子様が満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望される場合。

3つの認定区分

認定こども園は、すべての認定のお子様可以利用できる施設です。

2

新制度における保育料は、保護者の所得に応じて各市町村によって決められます。

多子世帯の保育料の軽減

認定こども園を  
きょうだいで利用する場合、  
最年長の子どもから順に  
2人目は半額、  
3人目以降は  
無料となります。

●1号認定の場合、年少から小学校3年までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子どもを第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※ただし、第1子が年少から小学校3年までの範囲外になった場合（成長して小4以上になった場合）は、それまで第2子だったお子様を第1子とカウントします。

●2号認定・3号認定の場合、小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子どもを第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※ただし、第1子が小学校就学前の範囲外になった場合（成長して小1以上になった場合）は、それまで第2子だったお子様を第1子とカウントします。

3

子ども・子育て支援新制度の利用の流れ

1号認定の場合



1

認定こども園に直接利用申込みをします

2

認定こども園から入園の内定を受けます

3

認定こども園を通じて利用のための認定を申請します

4

認定こども園を通じて市町村から認定証が交付されます

5

認定こども園と契約します

2号認定・3号認定の場合



1

認定こども園または市町村に「保育の必要性」の認定を申請すると同時に、利用希望の申込みをします

2

市町村から認定証が交付されます

3

申請者の希望、認定こども園の状況などにより、市町村が利用調整をします

4

利用先の決定後、契約となります

